

## 日本近代体育の思想と実践（7）

保健体育科教育教室 入 江 克 己

### はじめに

明治10年代後期から呼号されてきた画一主義、形式主義体育批判と体育改造論は、明治後期における樋口、谷本、吉田等の社会的教育学説中の活動主義体育論、あるいは高鳥等の人格主義的、あるいは修養論的な体育論として集約され、さらに、それらの体育思想は姫路師範学校、同附小のほか、成蹊実務学校、帝国小学校等私立の新学校において具体的な実践として具現されるに至った。そして、ようやく自由体育運動の展開期である大正期を迎えることになる。大正期における教育政策の基本的性格、また自由体育運動の特質と発展段階については、別の機会で論じたので割合するが<sup>(1)</sup>、大正期教育の特徴を的確についでいる小原国芳の次のことばがある。

「この時代は総じて言えば、明治時代がその実を結び、昭和時代が発芽する転換の時代であったと私は解したい。明治時代がその実を結ぶのは、大正の初めでありその意味で大正の前半は、むしろ明治時代の延長と考えてもよい。しかしそれとともに、大正時代の後半には、昭和時代に入って展開するいろいろなものの萌芽がすでに見られるから、それは昭和時代を準備しつつあった時期として、その意味では昭和時代に属すると言うことができる。(中略)そこに大正時代の面白さと明るさ、それと同時に暗さと苦闘がある<sup>(2)</sup>」

この明るさと暗さは、大正自由体育運動の過程でみることになるが、本稿では、大正前期における以下の点について考察したい。

- (1) 明治から大正への転換期における第二次西園寺内閣の教育改造政策、ならびに山本、大隅内閣の立憲的教育政策と体育政策。
- (2) 学校体操教授要目公布前の学校体育の実態。
- (3) 教授要目体操の性格。
- (4) 学校体操教授要目公布直後における学校体育の混迷。

### I. 立憲的教育政策と体育改造政策論

#### 1. 西園寺内閣の瓦解と桂内閣の成立

明治44年8月、第二次西園寺内閣が登場した。西園寺は、日露戦争後における景気の停滞と財政の建て直しをはかるため、軍備縮少を最重要課題として掲げたが、軍縮に反対し、むしろ2個師団

増設を主張する上原陸相が、天皇に単独で辞表を提出するという異例の事態のなかで瓦解した<sup>(3)</sup>

この問題をきっかけに反武断政治の声がまき起っているが、『日本』の社説「武断排撃第一声」は、次のように述べている。

「今回二個師団増設の案内閣の議に上りたりと聞き、国民は蹶起して其非を鳴し、国論は其増師案を排撃して止まず、以て今日世論の沸騰を来せし所以なり、是れ国論が武断を排し閥族を抑へんと欲して、始めて揚げたる第一声なりとす、国会の開けて以来既に二十有余年を経過するも、遺憾乍ら我帝国は政権閥族の掌握に帰して、武断政治の勢力は侵す可からざるの程度に在り、随て国民は斯歴史的政弊の本據に向て、戦鬪を開きたるものなり、武断政治に反抗せんとして国民の覚醒したる一事は、此際内外観察者の最も注視すべき所なりとす<sup>(4)</sup>」

また『萬朝報』は、「憲政擁護の戦」と題して、次のように主張している。

「我邦に議会開かれてより既に廿余年、其間幾多重要なる憲法上の問題生じたることあるも、未だ此の如く重大なる問題生じたることなく、一部の国民に影響すべき問題は屢ば起りたることあるも、全国民に影響すべき問題は、此以外に起りたることなし、否本来起り得べき問題に非ざるなり、然も陸軍当局者が此問題を提供したるは、国民に対して宣戦を布告したるに異ならず、即ち明治維新以上の問題なり、若し此問題に関して官僚派に左祖するものあらば、其徒は即ち国民を敵とするものなり、何人が後継内閣を組織するも、議会と国民と挙って憲法の為に争はざるべからず、憲法の為の戦は義戦なり、陛下に忠実なる者の悉く組せざるべからざるものなり、憲法の根本義に於て、国民は仮令一人たりとも此義軍に反対するを許さざるなり<sup>(5)</sup>」

代って桂内閣が成立したが、この内閣は、元老山県有明の影響下にあり、大正元年にブルジョアジーを加えた憲政擁護運動が繰り広げられ、退陣を余儀なくされた<sup>(6)</sup>

ところで、この明治期から大正期への転換を象徴するものは、乃木大将の自刃であった。この事件は、教育界にも大きな波紋を投げかけ、その是非をめぐって論争されたが、谷本富は、機会あるごとにそれを非であるとして批判している。

「乃木大将は余の所謂人格の人である、然るに人格の人は薬であって食物ではない、総体より評せば大将の如きは、人間として固より第一流の智識を備へたる人とは云へないだらう、之は死者に対して甚だ失礼ながら学問上公平に斯く論断し、以て世の識者とか或は教育者などいへる人が、往往にして時勢後れの奇激なる教訓を施すものあるを、戒めたいとする理由に出づるものなり、殉死の今日の科学観よりして無意味なるは言ふに及ばず、勿論人情としては甚だ立派の様にも思はれるが、之れを古くしては已に垂仁天皇の時殉死を廃して、土偶を以て之に代へられたる伝説もあり、近くは武家の世に於ても屢次之を禁止せられたるもの、即ち又国法の上より觀れば復讐と殉死は、毫も賞賛すべきことでないと思はねばならぬ、然し乃木大将の死は尚低気圧の如きもので、之によりて必ず時勢の悪風を矯正し、之を反省せしむるの効を奏すべきや疑なき所、大将たる者亦以て地下に瞑すべきであらう、大将の死を犬死などといふのは夫は人間を知らぬに由るのである<sup>(7)</sup>」

この批判に対して谷本の出身地である香川県教育会は、同会からの除名を決議している<sup>(8)</sup>また、倫理的帝国主義を鼓吹する浮田和民も、「不忠」であると論評している。

「教育の理想として又道徳の理想として、成るべく奨励せねばならぬことは、一般国民が之を真似得て且つ実行し得るものでなければならぬ、或る特別の事情、或特別の境遇にあるものゝ行動は、仮令其心実には同情しても奨励すべきものではない、一般国民が実行して国民の発展ともなり、国家の永久に存続する基ともなるべきものでなくてはならぬ、此の標準から推して、乃木將軍夫妻の自殺は之を聞いて誰人も感動はするが、其の行為の形式や方法通を国民が実行すれば、今上陛下に

は不忠となり、国家の損耗となって国民道徳上模範とすることは出来ない、国民として皇室に忠義を盡さんと欲すれば、先帝の御遺志と今上陛下の大御心とを能く奉体して、国家の発展を期せねばならぬ……乃木大将夫妻の如き特別の例は之を批評外とする……<sup>9)</sup>と。

## 2. 山本、大隅内閣の立憲的教育政策

大正2年2月に登場した山本権兵衛内閣は、「財政、行政、税制の整理」をスローガンに掲げ、教育政策としては高等教育会議（明治29年設置）を廃止し、同年7月に将来の教育改革の方向を明らかにすることを目的とした教育調査会を設置した。同調査会は、ブルジョアジーや自由主義的な私学の代表者などを委員とし、次第にブルジョアジーが、教育の政策決定に権限をもつようになった。<sup>10)</sup>そして、師範教育の改革とともに、教育の実際化が標榜されていった。例えば文相奥田義人は、「教育の本義」と題する一文のなかで次のように語っている。

「諸般の文物制度は、駸々乎として日に進み月に進歩し、今や寒郷僻陋と雖も文化に浴するに至れるが如き、寔に聖代の余澤なり。今之を我教育に覩んか、教育も亦時代の昌運に伴ひ、学者教育家にして熱心之が研鑽攻究に従事するもの愈々多々、理論技術に於て其進歩発達の蹟著るしきを賞ゆるは、誠に欣幸に堪へざる所なりと雖も、教育の本義たる唯理論形式の完備を以て満足すべきに非らず、又施設制度の整頓に依つて、其能事至れりとなすべからず。能く国民の道徳心を涵養して、其人格品性の陶冶向上を計り、学問智識の発達増進に努めざる可らず。然るに近時学者教育家にして、口に高尚なる哲理を論じ、深遠なる理想を説くものありと雖も、窮行実践範を子弟に垂れて、其徳性の感化教養に従ふものに至りては極めて寥々、轉た寂寥の感に堪へず。(中略)教育家も家庭も社会も、俱に與に国民道徳の根本を教養すべきものにして、其間毫も隔差等を觀ず。共に相提携して其任を全うし、以て忠良なる国民の素質を培養せざる可らず。而して智能の教育も亦之と同様に其教育したる子弟が後日社会に立って活動するに當り、最も緊要適切なる実科的智能技能を授け、時代の進歩に順応して、敢へて困難艱阻を感ぜしめざる様勉めざる可らず<sup>11)</sup>

また奥田は、大正2年8月の中等教員夏期講習会の席上、ならびに同年11月の師範学校長会議でも、今日の師範教育は、形式主義的であると批判している。<sup>12)</sup>その山本内閣も、シーメンス事件によって瓦解したが、近代的な帝国主義国家をめざす教育の合理化政策は、大隅内閣に受け継がれていた。大正3年4月に成立した大隅内閣は、基本的には立憲主義的な教育政策を展開し、その立場から明治教育を論難していった。既に大隅は、明治41年5月に開催された全国小学校教員会議に参加の教員を招待した際、教育勅語を一部批判する演説を行っている。

「外人或は我が▲教育勅語を以て、其の国民の義務を説くに切にして、権利を説くに粗なりとなす、誤れるも亦甚しと云ふべし、然れども予は密に憂ふ、全国小学教員諸君にして、仮令此の外人の如き見解を持たずとするも、其訓ゆる處或は権利を措て、義務の一方に偏するに非ずやと云ふ事を、聖旨に所謂常に▲国憲を重んじ、国法に従ひとあるは、我が国民の最も注意すべきなりとす<sup>13)</sup>

また彼は、明治教育を「封建時代の遺物」、「形式的」、「英雄主義」的であると、次のように述べている。

「回顧すれば帝国憲法の発布せられて以来、既に二十五年を経てをる、然るに憲法の知られざる事此くの如きは何ぞといへば、それは實に新日本帝国の国是を知らぬからである、換言すれば立憲精神の一大重要素たる、自由独立の精神が尚ほ甚だ幼稚で、旧来の最大陋習たる形式に捉はれてをるからである。故に教育の精神に於ては、此の封建時代の遺物たる旧思想を打破するより、重要にして且つ緊要なるは無いのである。(中略)我輩の觀る所を以てすれば、今日の教育は形式的であつて、

立憲国民の教育たる所以が甚だ乏しく、明治五年の学制の御沙汰にすらも劣つてをる様に思ふ。(中略)今日の教育者は退嬰保守をこれ事とし、殆ど進取改新の精神が缺けて居る様に思ふ。殊に所謂教育者の年寄達の中に、さういふ者がある様に見えるのは、我が国教育上の一大遺憾である。(中略)それら老込の勢力の及ぶ所には、凡ての進歩発達は一切停止して、昔話の愚痴が教権となり、其の事業は単に形式に馳せて、改新といふ事は不可能となる。然るに又これは自由独立の精神と反対してをる事であつて、何でも昔風を可しとし、階級形式を重んずる様になる。これが即ち我輩の所謂封建思想である。而して我輩の観る所を以てすれば、此の封建思想は、師範教育に於て最も多く含まれて居る様に思ふ。若し果して師範教育が、此の陋旧思想を最も多く含んでをるならば、其の教育を受けた教師を以てしては、国民精神を教育して、立憲的ならしめるなどいふ事は到底出来ない、故に我輩は全国の教師の頭、殊に師範学校の教師の頭を改造し、先づこれをして立憲的ならしめる事が、即今日の教育上の最要最緊事業と思ふのである<sup>(4)</sup>

一方、文相一木喜徳郎も、大正3年7月27日に東京音楽学校で開催された中等教員講習会の開会式において、次のように訓示している。

「一、教育の目的は、国運発展の源泉を涵養するに在り。由来教育の事業たるや直に其成果を得るにあらざるが、故に、不知不識の間に於て、動もすれば沈滞の弊に陥り易し、苟くも教育の事に従ふ者は、常に智徳の修養に志し、偷安退嬰の陋習に陥らざらんことを期すべし。

一、抑も中等教育は、将来国家の中堅となるべき国民の為に、堅実なる品性を涵養し、健全なる常識を敷行し、崇高なる人格を陶冶するを目的とするものなるを以て、諸子は独り擔任の学科を、教授するを以て能事畢れりと為さず、各員協力戮力して生徒の薰陶に遺憾なからん事を望む。

一、中等学校は動もすれば、学科目教授の調和統合を缺くの弊に陥り易し、是れ斯の教育の本旨を全ふする所以に非ず、能く相互の連絡統一を保ち、互に補益し以て生徒在学の間は常に教授の蹄を一にせんことを斯せざる可らず。是れ徒らに教授の分量を繁多にして、所謂詰込主義に流れ啓発の趣旨に反背するが如きことある可らず云々<sup>(5)</sup>

これら立憲的自治、自由、権利等の理念にもとづく教育改造への要求は、第一次世界大戦の勃発(大正3年8月)によって、より一層の危機意識をもって叫ばれるようになるが、それは近代的な帝国主義国家へと脱皮をはからない限り、世界分割競争に参加し、欧米に打ち克つことは不可能であるとする認識によるものであった。そして、そのために帝国主義的課題をより効率的に遂行し得る実行型の臣民＝公民の養成がめざされ、(1)風教刷新、(2)実業教育の重視、(3)師範教育、中等教育の改善、(4)学校衛生と体育の改善、(5)通俗教育の振興、が政策課題として浮上してくるのである。

大正4年8月、一木に代って文相に就任した高田早苗は、「今や欧米の地戦乱の巷と化し、欧州先進国の文明一時中絶の状態に在り、力を国外に伸張するの余裕なし、吾人は他人の憂を以て吾喜びと做す者に非ずと雖も、此機逸す可らざる也、実に千載一遇の好機は吾に來れるものにして、此機を利用して体力を養成し、奉公の念を抱き内立憲の美果を収めて海外に勇躍し、以て平和的通商的利益を収捨すると同時に、遅れ勝ちなる此後進国の文明をして、夫の欧米先進国の文明と同一地平線に向上せしめ遂に之等と雁行角逐するの潜在力を養成す可き也、教育の方針此外に在る無く、若し今之を逸し去りて計画烏有に帰するあらば日本国民の前途実に知る可きのみ<sup>(6)</sup>と述べ、さらに、大正5年5月に開催された第6回全国小学教員会議で文相代理として講演した文部次官福原鏝二郎も、戦後教育経営の重大性をこう力説している。

「今次の大戦乱は、各国とも国民の全力を挙げて相争ふてゐる、されど結局各国とも、學術と教育

との戦争であるといふことが出来ると思う。苟くも男子にして兵役に堪へ得るものは、悉く戦地に於て活動してをる、といふが如きことは、少くとも過去に於ては無かつた事実である。而してかくの如き場合に於て、国民教育の成績如何は直ちに戦争の勝敗如何といふことになる、モルトケ將軍が戦勝の功は小学教師に在るといった語は、今日の欧州戦争に於て最も痛切に感ずる次第である。况んや戦局終結の後には、各国の国民間の競争は益烈しくなるの時に当り、将来列国の間に立って落伍者たらざらんが為には、特に小学校教師の力に俟って、大に国民教育を盛にし、国民道徳を作興し、国民性を確立せねばならぬ。此の点に於て当局者及び實際家共に力を合せて、国家の為に大に努力しなければならぬ。<sup>[7]</sup>

### 3. 大正前期の体育改造政策論

政策主体の側からのこうした全般的な教育の自由化論は、当然、体育領域にも波及せざるを得なかつた。大隅自らも体育に注目し、既述の全国小学校教員会議（会長沢柳政太郎）で、次のように述べている。

「体育の不進を以てせんと欲す、夫れ教育上に於ける体育の意味は、啻に頑丈粗暴なる荒武者を作るの意にあらず、近来体育的美即ち身体美は、寧ろ美術家方面より研究せられつつあるが、教育家に於いても其の体育上理想とする所は、結局此の美術家の所謂自然美に帰せざる可からず、凡そ學問に於いても事業に於いても、其の成功すると否とは意志の鞏固なる意志即ち健全なる意志は、虚弱なる身体に求むべきにあらず、古諺に所謂健全なる精神は健全なる身体に宿るとは、真に之を謂へる至言にして、即ち健全なる意志は、健全なる身体と相伴ふものたるは、亦争ふ可からざる事実なり、或は煩悶に苦しみ懷懊悩に悶え果は華嚴の靈瀑に死屍を浮ぶるの醜状を演ずるが如きは、畢竟此の健全なる意志なきの致す處にして、随て道徳上にも終世の汚点を加ふる所以なり。<sup>[8]</sup>

また文部次官福原も、先の講演の一節で衛生思想の養成についてふれ、「国民の体力を旺盛ならしむるには、先づ第一に衛生思想を養成しなければならぬ。当局に於いても衛生課を復活し、其の官制も遠からず発布されることと思ふ。而して之に依つて、着々と学校衛生の改善を図らうと思ふが、抑此の問題は實際家と共に盡力して、その効を致すべきであると思ふのであるから、切に諸君の援助を望む次第である<sup>[9]</sup>」と述べている。こうした体育改造に向けての動向は、次第に教育現場に下降し、自律、発動、自治、協同一致とともに、体力の充実、衛生思想の普及が叫ばれていった。例えば、大正2年秋の全国師範学校長会議では、「一、向上の精神を發揮せしむること。二、自律的発動的精神の涵養に努むべきこと<sup>[10]</sup>」が決議され、また大正3年4月の全国小学校教員会議でも、「我国現下の国状に顧み普通教育上特に留意すべき諸点如何」の問題について討議され、「一、自治自律的精神を養成すべきこと。二、自律的発動的精神の涵養に努むべきこと<sup>[11]</sup>」が決議されている。

一方、既述の第6回全国小学校教員会議では、第6号議案「時局に鑑み小学教育上特に注意すべき事項如何」を審議しているが、そのなかで同議案は、「我が国民が赤誠を以て上下一致国運興隆のために盡瘁せざるべからざる事今日の如く切なるは盡し我国歴史あつて以来未だ會て有らざる所なり。我国が一百年前の独逸に於けるが如く教育興国の国是を樹立し教育上心を新にすべき改革案を断行すべき秋は今なり。之がためには一國の教育系統を整理し人材養成機関と實社会の要望との間に緊密不離の關係あらしむることを始として論ずべき事項多々あり<sup>[12]</sup>」と述べるとともに、「我が国民教育をして世界列強に伍して能く之に対抗し得んがために<sup>[13]</sup>」「教師其人に優良なる人物を得る策<sup>[14]</sup>」を講じ、「列国の生存競争は年を追ふて益激甚を加ふるものなる事<sup>[15]</sup>」を知らしめ、「立憲国民たるの思想と性格を得せ<sup>[16]</sup>」しめるべきであるとしている。そして、さらに「産業に対する基礎的陶冶<sup>[17]</sup>」を行

い、「海外発展の気風を起す<sup>(28)</sup>」ことのみならず、「大に体力の充実を図り剛健の気風を養ふ<sup>(29)</sup>」ために、「(1)積極的衛生思想の普及を図るべし (2)学校体操の改良をはかるべし (3)鍛練的競技及び武道を奨励すべし (4)尚武の氣象を涵養し国民皆兵の覚悟あらしむべし<sup>(30)</sup>」と述べている。

これら体育改造への気運は、次第に地方レベルにも浸透していった。信濃教育会は、大正4年3月に研究課題の一つとして、県の諮問事項である「近時の情勢に徴し体育上進歩に関し如何なる施設を要するか」をあげ、その根拠について、こう説明している。

「文運の隆盛に伴ひ社会の情勢やゝもすれば文弱に流れ国民の体格また寒心に堪へざるものなきにあらざりして列国対峙の形勢年と共に激甚ならんとするに際し我が国民の元気を鼓舞し体育に関する国民の風尚を作與せんとするは実に時運の要求と謂うべし其の学校教育たると社会民心の指導たるとを問はず国民全般の身体を鍛練し衛生を進め以て国運の発展に資せんとする將に如何なる奨励施設を加ふべきか即ち本問題を提供する所以なり<sup>(31)</sup>」と。

また山形県でも、大正3年6月の郡市長会議に出席した同県知事は、国民道德の刷新と新人物の養成をはかるべきであると訓示している。

「国家の健全なる進歩発達を計るには種々の方法手段ありと雖も其の根柢は国民道德の振興にありと信ず。たとひ富国强兵の一時的現象ありとするも其の根柢たる国民道德にして萎微頹廢せんか恰も空中樓閣の如く忽ち顛覆するを免れず。然るに現時我が国の民風は奢侈の風漸く長じ浮華輕兆俗を成し私慾の念漸く盛にして風紀將に頹廢せんとする傾あり。職に公務に従事する者此の際極力是等惡風の防遏に努め国民をして進取剛健の氣象を養成せしむべし。実に今日我が国は世界の競争場裡にあり。故に民風をして常に潑刺たる生氣を具へて向上の精神を融合せしめ聊かも倫安退嬰の情氣を帯びしむべからず。国民齊しく有為潤達の意氣に富むと共に益々自制力を振起し上一致国力の発展を期せざるべからず。此の如き根柢ありてこそ文物制度以て盛なるべく殖産興業以て大なることを得べし。教育の要は人物を養成するにあり<sup>(32)</sup>」

知事は、人物養成のために(1)国民道德の涵養、(2)勤労主義、(3)實際的教育、(4)個性教育の確立、を強調し、大正6年の郡市長会議では「体育及び学校衛生の奨励」に関して、次のように言っている。

「健全なる国民の養成には剛健なる体格を作り上げることが必要である。然るに近年壮丁検査の成績に徴するに其の体格は身長に増せども体重に於て稍減少し一般国民の体力漸減の傾向を示せるは国家の為前途寔に寒心に堪へない。而して之が救済の途は固より国民生活の向上と相俟たなければならぬが小学校児童体力の増進を計ることが急務であるとして百万体育の向上を奨励した。(中略)学校の体操科は極めて重要な位置に立つものなるに本県に於ては頗る不振の觀あるは遺憾である。その原因は一は家庭の罪で一は学校の罪である。多くの家庭にあつては他の科目の不成績なるものに対しては相当に顧慮して居るが体操科は輕視するのが常態である。又学校に於ても国語算術等に対しては頗る慎重なる取扱方をして居るが体操科の如き健康及規則と密接なる關係を有する学科に対しては現今は従前と異なり特に深く注意すべき時代になって居る。従つて今後体操科教授の改善を促しただに身体の鍛練を期するのみならず兼て精神の訓練を図り護国の精神と共同の觀念とを發揚せんことを期し或は課外に於て時々快活なる野外運動をなさしめ或は高学年児童にありては擊剣を奨励して体力の鍛練を期せしむべし。又体操教授に器械を要するを理由にして近来屋内体操場に於てのみ課する傾向があるが体操はなるべく屋外に於て課するを本體とすべきである<sup>(33)</sup>」

#### 4. 学校体操教授要目公布前の体育

以上のような立憲的人物の養成という課題の実現に伴って、体育改造が呼号されるなかで、学校体操教授要目（以下、教授要目と言う）が公布されることになるが、明治後期から大正期への転換期における体育の実情は、いかなるものであったのか。それは体育振興のかけ声にもかかわらず、依然として低迷と混乱を続け、特に児童の体力問題に対する焦燥は極に達していた。『教育時論』も、この問題を取りあげ、青年、児童等の体重の減退をこう指摘している。

「明治三十二年の壮丁平均体重は十四貫二百五十二匁なるに、四十二年は十四貫百十九匁、四十三年より四ケ年を通じて十四貫三十七匁なりしが、大正元年及二年は十四貫二十七匁に減ぜり。斯の如く青年の体重の減退するは由々しき大事にして、特に教育ある者最も甚だしく、中学校卒業以上にして甲種並に第一種に合格せる千分比例は、中学は四〇六、高等専門は三三三、大学は二五二なり。然して小学校卒業者は二分の一以上の合格あり、今東京市の小学校卒業歩合に就て見るに、四ケ年教育は一〇〇に対し八二、にして六ケ年教育にありては六五となる、更に全国小学校を調査するに平均八五なりと云ふ。斯の如く就学年限の永き程、体重の減退を来す傾向あるに於ては、他日国家の午城なる者は小学校出身にのみ限る如き奇現象を呈し、幹部たり将校たるもの如上の統計にては、軍国の前途憂へざるを得ざるなり<sup>39)</sup>

また体育の現実には、永井道明をして次のように嘆かわしめるほどであった。

「我国に於ける体操の現状は、どうであるかといふことに就て、自分が帰朝以来の所感を述べてみやうと思ふ。日本従来の学校体操は極めて簡単な形式によつてゐたのである。一例を挙げれば、独逸体操の中の軽体操を以て直ちに器械体操としてゐたのであるし、又、瑞典体操もその強い烈しい運動を缺ひて、他の一部しか行はれてゐない。併し、近頃、余が視察した二三縣の体操の有様、それから、数年前の体操に比べて一段の発達をなしてゐることは事実である。之れは確かに文部省の遊戯体操委員諸氏の研究になれる報告による事と信ずる。自分は、此報告に全々賛成であるとはいへぬが、併し大体に於ては、尊敬を以て之を迎えるのである。ところが、實際之を行つてゐる人々の有様をみると、疑惑を抱きながらやつてゐるらしく、どうも、力瘤が入つてゐないものを多く見受ける。之れは一法令の罪である。かの調査委員の報告は、実行上もその罪を帰せねばならぬ。体操に関する意見が区々で、形式も色々異つたものが出てゐる。之れがため、世人は迷はされて、新舊体操の間に、彷徨しつゝあるためではあるまいかと思ふ。自分は此現状を見て、我体育界の無見識を歎ぜざるを得ないのである。全体、諸外国に於ては体操の種類が沢山ある。ところが、我国では其中の僅かに一二種だけ用ゐてゐる。しかも、その撰擇、取捨に迷つてゐる。何れの体操でも其適用さへ巧みであれば、即ち適材を適所に置きさへすれば、相当の効果はあるものである。そこで只一二種のものについて、その長短を論ずることを止めて、宜しくあらゆる種類の体操中から適当なものを撰擇して、之れを各種の生徒児童に適用するやうにすべきである。されば、そんなに迷ふことはいらぬと思ふ。要するに新体操が出て進歩した点は確かに認むることが出来るが、又一方には雑駁となつてゐることも亦事実である<sup>39)</sup>

一方、永井は、中学校長会議（明治42年8月に開催）でも体操に関する講演を行い、「体操には、身体を均齊に発達せしめんが為めに必要なる、鍛練的訓練的の重体操<sup>39)</sup>と軽体操があるが、「然るに軍人の先生中には、狭き軍隊用体操を知りて、学校生徒に適用すべき体操を知らざる者あり、普通体操の先生中には、一部分なる軽体操のみを重んじて、強健的体操を忽にするものあり。二者併用統一の事は到て急要なるを認む<sup>39)</sup>と述べているが、この永井の指摘は、体育科教育の教材内容を決定する価値基準、ことばを換れば、体育科教育の教科論がなお未成熟であったことを示唆している。

そして、それに起因する混乱は、日常的なものであったと推測される。真行寺朗生も、その実態を次のように記している。

「我が儕をして忌憚なく曰はしむれば、我が現今の学校体操科は実に無理想、無主義なるものにして、尚ほ支離滅裂殆んど混乱雑駁なものである。更に我が儕をして別言せしむれば、現今の学校体操科は其の教材のみ徒らに多くして教授者が之を採って以て実施すべき教材の撰擇に腐心しつゝあるにも拘らず、我が体育界の所謂先輩と称するものは、一として確實なる主義ある、主張ある實際案として據る可き教材を提案するものが毫もない。故に現に各小学校に実施せられつゝある体操科の実際は、実に区々実に不統一極つたるものであると称さねばならぬ。勿論我が儕と雖も体操科教材と同案ではないので、是れを全体の上より観ずれば実に不統一極つたものであると称さねばならぬ。勿論我が儕と雖も体操科の全国統一は実に研究を要すべき大事業であると思ふけれども、要するに現在我が一般学校に於ける体操科の缺点是実に此の点にあるのである、故に此の缺点にして改矯整理するところがないならば、我が将来の体操科の実際は益々混沌たるものになって仕舞ふと思ふと亦寒心すべき現象ではなからうか。

今試みに我が現今の学校に於ける体操科教材の雑多なる査察すれば、我が儕は実に直ちに十指を屈することをを得るのである。曰はく各個体操、曰はく連続体操、曰はく啞鈴体操、曰はく球竿体操、曰はく信号体操、曰はく半輪体操、曰はく豆囊体操、曰はく木環体操、曰はく木剣体操、曰はく薙刀体操、曰はく擲体操等に実に枚挙するに遑がないではないか、(中略)何と多数なる教材ではないか、(中略)其の材料の種類が雑多なる丈に其れ丈実際の教授者は一々生徒・児童に課すべき實際案の撰擇に迷ふのである。(中略)而して更らに目下普通体操と称する所謂坪井、可児二氏の編成せられたうちにも、進歩したる現今に於ける實際的の体育原理より研究して、省略して欲しい運動もあるやうに見受くるは甚だ遺憾とするところである。(中略)近代瑞典式体操の隆盛なりしまゝに、疲労と運動を配合すれば、如何なる運動動作も出来るところより、疲労と運動との聯関の原理もお構ひなしで、徒らに新を好み奇を衒ふというより、何等の主義主張もなく、種々勝手なる運動方法を案出して、而かも何々体操と称して斯界に提供出品するけれども、是等は大大的に我れ我れ体育家たるものゝ、猛省を要することであると思ふ<sup>(38)</sup>

永井、真行寺の批判に対して、体操・遊戯取調委員会の委員であった可児徳は、問題点として体育に対する認識不足と教員養成の不備をこう指摘している。

「体育は大切である、体操科は学校訓練の中心とならねばならぬ、従つて教師其人の撰擇には周到の注意を要するとの御意向、感心の校長さんではあると対話を進めている中に、時に君一人優良な教師はなからふかとの御説、待遇はときけば、どうも今経費がないから二十五円乃至三十円（但し柔道か撃剣が出来れば）との事……恐縮々々。実は体育は未だ真価値を認められてないのだから致方もなからふ。十九年には体操伝習所が廃せられて以来、此種の学校が再興せられぬのが第一の證據である。唯一の私立体育会も時運に鑑みてか、段々退嬰主義を取らるゝ様にもきいた。之に反して他の専門教育に属する音楽だとか、美術とかいふ方面は、著しき進歩をなしつつあるではないか。政府は先に美術展覧会を創設した。近く又展覧会場を建設さるゝと伝へ聞く。音楽方面でも決して観過されてはゐない。続々海外留学生の派遣さるゝのでも、其の一端を窺ひ知るに難くはない。独り体育方面が音沙汰もなく、静まり返つて居るのは不思議な現象ではなからうか<sup>(39)</sup>

同様に寺田勇吉も、体育の不振と内容の混乱が教員養成と研究機関の不在であると批判している。「今日我国の小学校、中学校に於ける体操を見ると甚だ統一を缺いて居る、実に不統一極まるのである、是はどうしても体操の研究所と云やうなものを造らねばならぬと思ふ、現に佛蘭西では日本



の戸山学校みたいな所で体操教員を養成して且体操法を研究して居る、又独逸では伯林に中央体操伝習所と云ふものがあって、体操教員養成の外に体操のことを研究して改良を加へて居る<sup>(40)</sup>が、わが国では、「亜米利加から帰って来た体育家は其儘亜米利加式の体操を吾国の生徒に教へ、瑞典から帰った者は瑞典式、独逸から帰った者は独逸式を教へると云ふやうな訳で、どの体操が日本人の身体に適合するのかわかると云ふやうなことは少しも研究されて居ない。従つて各学校も勝手な事をして居る、将来はどうかして体操の研究所と云ふものを拵へ、而して日本人に適合する体操を研究して之を生徒に課さなければ吾々日本人の身体は良くなるまいと思ふ<sup>(41)</sup>」

##### 5. 学校体操教授要目の公布

学校体育の停滞が指摘されるなかで、大正2年1月28日に文部・陸軍合同調査会の統一案を素案とする教授要目（訓令第1号）が公布されたが、訓令は、次のようなものであった。

「

北海道廳 府縣

学校ニ於ケル体育ハ主トシテ体操科ノ教授ニ侍ツ然ルニ從來各学校ニ於テハ其ノ授クル所区々ニ亘リ往々其ノ準據スル所ニ迷ヘルノ觀ナキニアラス乃干茲ニ本省委員ノ調査ニ係ル学校体操教授要目ヲ公示シテ以テ普通教育ニ於ケル該教科教授上ノ参考ニ供セシムルコトト爲セリ、地方長官ハ宜ク各学校長ヲ督励シ本案ノ示ス所ニ考ヘ土地ノ情況ト生徒身体ノ發達トニ照シ各々適切ナル教程ヲ定メ以テ体育ノ振興ヲ図リ生徒身体ノ健全ナル發達ヲ期セシメルヘシ<sup>(42)</sup>

教授要目の公布とともに、文部省は、機会あるごとにそれを範として仰ぐべきことを強調している。例えば田所普通学務局長は、大正2年5月16日に東京高師で開催された全国師範学校附属中学校、高等女学校体操科教員講習会の開会式に奥田文相の代理として出席し、「我邦にては体育は智育及び徳育の進歩にして、甚だ幼稚なるは頗る遺憾にして、今後大に奮勵改善を期する必要があるは固より多言を要せず、而して体操は体育の方法なるを以て、之れが教授の任に当り居るものは啻く、其本来の目的に着眼し、各種体操の意義を明にして、生徒に自覚を促し、彼等をして将来学校を卒業したる後に於ても、是れを本として自ら教育の発展に努力せざるべからず<sup>(43)</sup>」

この教授要目の公布が、明治以来の懸案である壮丁体位の低下問題に歯止めをかけ、第一次大戦をめぐる国際緊張の間隙にあつて、国民的自覚にもとづいた国民体力の養成という国家的課題の解決を意図していたことは言うまでもない。後に臨時教育会議の委員として、国民体力の改善を主張することになる高木兼寛も、同様の主旨のことをこう述べている。

「国の強弱は兵力の如何に依ることは勿論であるが、兵力の強弱といふことは、勿論精神的訓育の如何といふことが最大なる原因になるけれども、たとへ精神的には如何に健全な訓育を受けて居るにしても、此の精神を發揚すべき肉体が弱くては十分其の目的を達し得られないとして見ると、兵士の体力如何といふことは、実に重大な国家的問題である。次に如何に兵士を健全なものにしやうとしても、其の根幹たる国民の体質が健全でないならば、兵士のみを健全にするといふことは絶対に不可能であるから、国を強からしめんとするには、先づ第一国民全体の強健を計らねばならない、殊に国民全体が強健であるならば、単に兵士のみ強健にするの巧みでなくて、農商工業各般の生産的動力を強めるの効果驚くべきものである<sup>(44)</sup>」

この軍事的観点と経済合理主義による体力増強論は、教授要目公布の立役者である永井にも共通している。彼は「我が国民の責任」として、社会ダーウィニズムの観点から国家的危機を次のように訴えている。

「適者生存は生物を支配する永久の真理で、優者劣敗な歴史上の明かなる事実で、世は常に実力の

競争である。此事は古今東西変らざる現象であるが、今回の世界動乱に於て、益々其の真なる事を覚らしめた。而して適者と成り、優勝の者と成って生存繁榮しやうと思へば色々為す可き仕事があり、盡すべき手段がある。其の為す可き仕事、盡す可き手段の中で、最も根本と成る可きものは、教育である。此の意味よりして、教育は国家の盛衰を支配するもの、実力養成の最大根本であることは今更贅言を待たない。而して教育の事業の中で、又最も其の基礎を為す所のものは体育である。此の意味よりして、体育は国家の盛衰、実力養成に対すると云ふも敢て過言ではない。殊に責任の大なる国家程、又特に大なる体育を施さなければ、到底其の責任を全うすることは出来ない。我が国民の責任如何と云ふに、其の重大なる事能く言葉の盡す處でない<sup>(45)</sup>

そして、こうした認識を背景に永井は、世界一等国としての国民的自覚、ならびに国民体力の養成が急務であると述べている。

「明治二十七八年即ち日清戦役の後に於ては、国民の大多数は、彼の三国干渉の為に遼東還付の悲惨なる実例に鑑みて、臥新嘗膽の覚悟をしたやうである。然るに更に世界的なる三十七八年の、日露戦役の後に於ては、我が日本が事実上世界の一等国に頭を入れ始めて、従って其の責任が非常に重さを加へたにも拘らず、我々同胞は割合に之を自覚しなかつた。此の時に於ける我々覚悟の必要なる事は、臥新嘗膽を成した二十七八年の比ではなかつたのである。勝つて甲の緒を締めて、益々奮励す可き実に大切な時であつた。然るに我が国民の多くは、戦勝の熱に浮かれて、油断をして浮華輕薄に流れ、誠に畏れ多い事ながら先帝陛下を悩し奉つり、戊申詔書を下し給はるの必要迄も起したのは、如何にも浮されて居る国民でも覺めずには居られまい。如何に油断して居る人でも、心配せずには居られまいと思ふ。即ち我が国民の大責任を自覚し、大なる奮励を要するのは、今日を置いて、又何んの時かあらん。<sup>(46)</sup>

## 6. スエーデン体操の日本化と教授要目批判

ところで、永井は、「我が国の教育家は、何が故に斯く迷ひ斯く不統一に陥てたかと云へば、是は従来体操科の発達幼稚なるが為である。何が故に我が国従来の体操科が幼稚であつたかと考へれば、我が国の国是、万事世界的研究を加ふるに反して体育体操科のこのみは之をやらなかつたからである<sup>(47)</sup>」と言ひ、従って教授要目は、この幼稚な体操科を是正し、学校体育の混乱に終止符を打つことを目的としているのであつて、決して、学校体育を画一的に統制することを意図しているものではないと述べている。

「従来迷つて居て確たる方針のなかつた結果一方に於ては矢鱈に色々ものを濫用して少しも統一する事が無かつたのである。これは教科の一として甚だ不都合な事で一国の教育上の仕事に其の方針に於て統一する處のないのは、国の教育として甚だ宜しくない。是故に此の要目は体操科の方針を定め其の準據する處を明らかにする為に、統一したのである。併しながら此の統一と云ふ事は画一とは違ふのである。此の方針に従つてやれば誤りがなかるうと云ふ事を指示するので、一から十迄全く此の要目の示した通り、画一的にやると云ふ様な事は出来もせずまた望みもしないのである。殊に教材の配当などに於ては、生徒の発達に応じて、實際に加減をしなければならぬもので到底画一的などに行ふ可きものではないのである<sup>(48)</sup>

また、永井は、文部・陸軍合同調査会以後、学校体育の内容にスエーデン体操を導入すべきことを強力に主張したが、その背景には、彼自身「今回の要目も、其の主な出発点を此の報告に置いているのである。併しながら惜しい事には根本的な二大暗流の裁決をして居らない。所謂瑞典体操を大体採用すると云ひながら、矢張り所謂普通体操迄も、其の形を代えて採用して居るのである。

是即ち二兎を追ふ者は一兎も得ずと云ふ諺に漏れず或は反て迷を加へたる如き観がある<sup>(49)</sup>と語っているように、普通体操とスエーデン体操を併置したことに對する反発があったものと解釈される。しかも、こうして導入されたいわゆる教授要目体操は、純粋なスエーデン体操ではなかった。この点について永井は、その体操は「決して新体操（スエーデン体操 筆者註）と云う可きものではない<sup>(50)</sup>」のであり、合同調査会における文部省と陸軍省との妥協の結果、陸軍の歩兵操典とを折衷させ、日本化されたものであって、日本的な体操によって、はじめてわが国体育の目的を実現しようと述べている。

「加ふるに教育家が内に自から迷へるの時に当り、我が陸軍より恐しき交渉に接して居る。其の意は、学校の体操は徒らに形式に馳せて、用を為さず、陸軍の体操は、数十年の経験に依り、最も完全なるものなれば、学校の体操も、皆な之に依らしむるを以て、国民教育上最も有利とす、との意であった。之に對して文部省は共々に虚心平氣なる研究調査を行うを以てし、又自から学校体操の整理もしなければならぬを云ふ事に成つて居つた<sup>(51)</sup>」が、「吾人の最も大なる教訓を與へて居るのは夫の歩兵操典などである。我國の歩兵操典は今日では純日本的なものとなつて居ると思ふが、形は一朝一夕に出来たのではない。維新前より或は和蘭を用ひ、或は佛蘭西式に據り、明治十八年頃よりは更に独逸式を採用し、實際に於ては維新の戦争あり西南の戦争あり殊に對外的には日清戦争、北清事件、日露戦争の非常なる経験があつて、それ等の結果始めて日本的となり得たのである。体操科をして真正に日本的なものとなすに就ては一方に我國の歴史と我國民の魂とを中心と置くと同時に更に一方に於ては科学的体育の幼稚なる日本なることを反省し我が国是の大方針の示す如く広く智識と材料とを世界に求め、着実なる実行と恒久なる経験とにより始めて其の目的を達成することが出来るのである。本要目は従前の撰擇なき外国の模倣より一大躍進を加へて我國児童本位の主義により広く内外の實際を比較研究して兎も角成立つたものであるから取りも直さず真正に日本的ならうとする大目的に進み行く階梯とも言うべきものである。<sup>(52)</sup>

また田所普通学務局長も、その点について「從來各学校に於て教授せられたる体操は形式上より普通兵式の丙種に區別せられたるか、今回発表したる新教程にては事實上より体操及び教練の二種となし、外に遊戯柔道擊劍を加へたり、而して体操は従來の方式も欧米の方式とに加ふるに、日本國民の特質等に鑑み、体育の發達上最善と認めたる形式を定め、又教練に於ては全然歩兵操典に準據する事とせり、尚な従來の教授要目（文部・陸軍合同調査会の統一案 筆者註）は地方の情況に應じ多少取捨撰擇し得るに止まりしに今回は単に参考要目として之れを参考として各学校に通じて適宜に教材を排列撰擇せしめんとしたるものなり<sup>(53)</sup>」と記している。このようにスエーデン体操の日本化の好機とみた永井は、「要目実施上の注意」として(1)長期、短期の講習、(2)体操科器械の改善のほか、「器械は生徒の為に利用すべき<sup>(54)</sup>」こと、「運動を容易にする為に利用する<sup>(55)</sup>」こと、さらに「生徒を励ます為に器械を利用する<sup>(56)</sup>」ことを指摘する一方、器具のなかでも特に助木に深い関心を寄せ、体力養成の手段として全国の小学校に設置すべきことを強調している。

「瑞典式体操の特色を器械を以て代表するならば、此の助木であると言つて、決して過言ではない。欧米各国を廻つて見ても、体操場に此の助木なるものに依つて、瑞典の体操が用ひられてあるといふことに直ちに看破することが出来る。自分が独逸国に遊んでも、其の伯林なる陸軍の中央体操研究所に行った時に、最も驚嘆し、最も安心して、瑞典の体操を取つて以て我が國民を養成するの材料と為す可しと結論したことも、実はこの際彼の英傑なる独逸のカイゼル陛下が、此最も有効なる助木をば、其の中央体操練習所に備付けしめ、これを研究せしめこれを実行せしめつつあつたといふことを見た時であつた。<sup>(57)</sup>

永井は、文部省に全国の小学校に助木を設置すべきことを働きかけたが、彼の期待通りには実現されなかったという。「其の理由は外でもない、詰り我が国の貧乏なること、我が村落の貧弱なること<sup>(58)</sup>が余りにも明らかで、「余の正直なる頭から、どうしても出来なかった<sup>(59)</sup>と述べている。

#### 7. 教授要目の影響と教授要目批判

永井のこのような嘆きを超えて、教授要目は少なからぬ影響を与えていった。『新潟県教育百年史』は、教授要目公布以後における学校体育の変化について従来の球桿体操、亜鈴体操、棍棒体操等のいわゆる普通体操が姿を消し、代ってスエーデン体操を中心に、競争遊戯、行進遊戯などが実施されるようになり、県下の各小学校に助木、横木が備え付けられるようになったと記述している。

例えば十日町小学校では大正7年7月に助木、平均台、跳箱が設置され、同年8月の夏季休暇には郡教育会の主催による体操講習会が実施され、約200名の教員が参加したという。また同県では、教授要目の実施に当って体育指導員、体育主事を新たに設けている。<sup>(60)</sup>これは例示の一端にすぎないが、教授要目の具体化に向けての動きを伺い知ることができる。しかし、これをもって直ちに教授要目が、何の問題もなく教育現場に定着していったことを意味するものではない。永井によると、文部・陸軍合同調査会の統一案以後、伝達講習は、明治45年から教授要目の公布を経て大正3年までに4回実施されている。即ち、第1回（明治45年5月 師範学校教員を対象）、第2回（明治45年11月、女子師範学校女教員を対象）、第3回（大正2年4月 中学校教員を対象）、第4回（大正3年2月 高等女学校教員を対象）である。これらの講習会の様子を永井は、「毎回いづれも熱心の研究と誠実の奮励とを以て事に従ふもの多数<sup>(61)</sup>ではあったが、「徒に枝葉の批評的態度に出でしものもありて其等の人の着色眼は遂に真髓を透視する能はずして止みしが如かりき<sup>(62)</sup>と伝えている。また各府県当局者や学校長の態度も、必らずしも永井の期待に応えるものではなかった。

「各府県当局者は固より各学校長は概ね非常の熱心を以て会員の推挙を図られたり。殊に其の会期の学期中途にして且つ普通の所謂講習に比し稍々長かりしに、関はらず能く一時欠勤の損失と永久改良の利得とを識別せられた会員の出席に便利を與へられたるを以て、各回毎に予定人員以上の志望者を生じ文部当事者をして、寧ろ其の選定に苦しましめし位なりき。之れ其の喜ぶべき大体の事実にて言ふのみ、若し其の遺憾として見聞せしものを言はんか。曰く或府県には講習開催の通知を普及せめざりしものありとか、或は学校長にして教員の何の告ぐる所なく独断に出講希望者無しと報告せしものありとか、或は甚だしきに至りては学校長より差出せし志望願書さへ粉失したりと言ふ府県も二三ありしやに濡れ聞れり。<sup>(63)</sup>

そして、さらにこれらの問題の根源には、次の四つの矛盾があると指摘している。

「一体操科教員自身奮励の足らざりしこと。（中略）熟々考ふるに体操科教員は国家教育の覚悟に於て普通教員同等以上なりしか、其の常識、其の人格に於て普通教員同等以上の実力ありしか、而して其の修業に於て普通教員と同等以上の苦心と歳月とを費やしたるか、虚心担懐之を思ふときは蓋し概して其の否らざるを認めざるを得ず。斯くの如くにして普通教員と同等以上の待遇を得んとするは元来無理の注文なり。然り而して其の実際行ふ所多くは教育の対象主体なる生徒其者に触れず、或は徒に技術の末に拘泥して蓄音機的形式教授を演じ、或は空しく口舌の体育を弄して其の実行全く無精神に終る者すらなしとせず、斯かる教員其の技如何に巧なるも到底浅草の曲芸師に及ばず特に其の浅薄なる舞踏の如きは女優の比にもあらず。斯の如くにして曲芸師以上に尊敬せられ、女優以上に待遇せられんと望むも蓋し難し、況んや神聖なる教育家の待遇を得んとするに於てをや今後の我国体操教員たるもの発墜せずして可ならんや。

(二)我が国民が体育の必要を自覚せざりしこと。維新以後に於て我國民の体育は殆んど放棄せられたり、即ち在来の武術すら棄て、修めざりし上に、歐米文明中体育の一事のみは其の感化を受くる事最も少かりき、加之儒教派の餘風も加はりて明治当初の学者書生とし言へば、其の身体に無頓着なる、支那儒者までに甚だしからざるまでも、稍々之に近きものあり、近来漸く覺醒して國民体格の衰退を嘆ずるも、其の自覚は甚だ幼稚にして未だ一般國民に普及せず。其の実行の如きも未だ積極的体格養成の計画を見るに至らず。従つて学校体育も重んぜられず、また従て其の体操教員をも貴ばざるの有様なり。(中略)

(三)当局者体操科を重んぜざりしこと。按ずるに当局の大臣にして体操科に対し真面目なる力を注がれし者は、前後唯一の故森大臣あるのみ、其の他の大臣中偶々之を言辭に発表するも能く事実に之を奨励したるもの鮮矣。また各府県当局者に在りても、時には例外の人ありしと雖も多くは該科に重きを置かるゝ人にあらざりき、(中略)次に学校長教育家の多くは口に教育上体育の基礎たるべきを述べ、筆に訓育上体操科の重要なを論ずれども、其の際該科教員を採用するに當りては或は最下級の俸給を以てするもの無きにあらず、(中略)近時漸く其の非を覺り其の人の改善に注意するに至れりと雖も、未だ普通の状態に達したりと云ふべからず。

(四)当局者教員養成の道を忽にしたること。(中略)凡そ教員養成に二途あり、一に曰く永遠の養成即ち普通の養成、二に曰く目前の養成即ち講習の養成之れなり。而して体操科教員に対しては従来此の二途共に忽にせられたり、(中略)一時体操伝習所の設置を見しも間もなく之を高等師範学校に併せ、遂には之を廃するに至れり、(中略)其の間日本体育会は体操学校を起し、教員の養成に努めれば大に其の缺を補へる事實ありしと雖も其の養成の方法概ね姑息にして蓋し体操科教員の地位を低ふするの媒とはなりしも、之を向上せしむる道とはならざりし憾みありき。(中略)故森文部大臣の兵式訓練主義は吾人より之を見れば大に爛眼の策なりしに拘はらず、其の割合に其の効を認めらるゝこと少なく或は反て其の弊を覺るもの多かりし所以も、実は教員養成の主因を忽にし、単に軍人下士たる故を以て直に之を教員に採用したる失計によらざらばならず<sup>64)</sup>

こうした永井の批判のほか、体育の実情を浮き彫りにするさまざまな批判がなされている。高知県幡多実科高等女学校教諭森田豊稔は、「顧るに、我学校体操教授要目は大正二年一月公布せられたるを以て、爾來年を閲すること満三年餘、其間忠実なる教育者は、主旨を誤らず、着々実行に努力せられ、昔日の如き混乱する所なかりし体操科をして、発展の域に向はしめたりと雖も、元來理屈に過ぎ、実行に疎き教育者は、種々口実を設けて、真面目なる実施を厭ひたるため、要目の主旨貫徹上尚多大の遺憾ありき<sup>65)</sup>と批判し、具体的に次の諸点を指摘している。即ち、体育の授業時間が「師範学校を除きては、大抵三時間にして、かゝる僅少時間に果して充分の効果を得べきや否やを憂ふべきにもかゝらず、本時間を無視して、目的なき郊外運動或は放縱なる遊戯に空費し、又他科若くは重要ならざる校務に輕々に流用され易し<sup>66)</sup>状態であり、かつ「教授法の巧拙精粗は直に生の身体に影響し、其健否に関係するものなり。然るに此教授法は最も幼稚にして、手足を動かし、汗を出さば事足れりとなす寺小屋式かさなくば以て非なる軍隊式に陥り易し<sup>67)</sup>と教授法の拙劣さをあげている。

さらに上田中学教諭佐藤保太郎も、「現今諸学校は其規定(合同調査会の統一案 筆者註)に基づき、体操科を課しあるに關はらず、其目的を満足ならしめつゝありや、又満足に実行し得べき設備を有せるか、又訓練の価値を發揮するに足るべき、相当の待遇を体操科に與へつゝありや。或は曰く何れも実行しつゝありと、或は然らん、然れども多くは其満足なる実行を遂げずして、徒らに其形式に馳せ、其實行如何をも顧みず、単に科の存ざるを以て実行しつゝありと主張するものにあら

ざるか<sup>(68)</sup>と言い、また「体操器具の不備<sup>(69)</sup>と劣悪な「体操教員に対する待遇<sup>(70)</sup>が、体育不振の原因になっていると批判し、その一節で次のように述べている。

「今や列強は軍備の拡張に呼々乎たり、我国に於ても勢ひ国防上、相当の軍備を以て平和の維持に努めざるべからず、此に於てか教育費の如きも亦多大の影響を蒙るに至れり、されど教育が国家の基礎として其人物を養成するならば、世界の大勢上我国に取りては体操器具の設備を充分にし、進みては国民体育を奨励するこそ焦眉の急ならめ、独逸が国民体育の基礎を体操を以てし、二年兵の制度を布けるに倣うて、我国に於ても亦二年制を採れり、然れども学校体操器具すら不備にして、何を以てか国民体育を奨励するを得んや、<sup>(71)</sup>

日本的スエーデン体操の実施に伴う物的、人的条件の低質性に対する批判のみならず、体操を主体とする教材内容に対する疑義も表明されていった。例えば東京高師校長嘉納治五郎は、体操、兵式体操などは体育的效果など無しとして一蹴している。

即ち、「今日我が国の実況の如く、一般に労働—身体を動かすことを嫌ふこと今日の如くならば、欧米に勝る完全の設備を為したりとて、決して体育が出来るものでは無いのである。而して本当の国民的体育には、必ずしも金を要するものでは無い、凡そ体育上に於ては、自然的の運動が、今日学校で課しつつある如き強制的の体操より、餘程効能のあるものである。故に国民の身体を強健ならしめようとならば、力の要る事、即ち自然的の運動を成るべく行ふように、奨励すれば可いのである。<sup>(72)</sup>また、「今日の世界に於ける体育上の大方針は、普通体操機械体操も勿論廃することは出来ぬが、身体を鍛練する為には戸外遊戯を必要と認めてをると、大体言ひ得ると思ふのである。然るに我が国の思想如何と顧れば、普通体操を以て完全なる運動法と思つてをるのである。成る程今日の普通体操を学問上から見ると、比較的均一に、身体の部分動かす、とは云ひ得るのである。然れ共其が筋肉や内臓諸機関に、如何程の影響を與へるかといふ事は、まだ殆んど研究されては居ないのであるのみならず其の実績如何と見れば、我が中学校に於ては五ケ年間、普通体操及び、兵式体操を課してをるが、其の体育上の成績が餘り良好では無いのである。実に余の信ずる所に依れば、身体鍛練上、普通体操及び兵式体操は殆ど無効であると断言し得るのである。<sup>(73)</sup>

一方、ある教師は、「我が学校教育に於て、体操科の奮はぬ根本義は、児童が概科に対する趣味を持たぬからである。訳も知らず只だ、一、二……とやってみるからである。之が救済には先づ第一に知らしめざるべからず。或は曰はん、体操は知らしむる学科にあらず、実行せしむる学科なり、と、されど、知らずして行はしめては、之れに趣味を持つことなかるべし。趣味なくやることは御役目たること免れず、茲に於てか余は知らしめ趣味を持たしむる為に、『体育講話』なるものゝ必要を叫ぶのである<sup>(73)</sup>と、教材に対する認識を育てるべきであると述べている。

以上、考察してきたように、教授要目公布前後の教材内容に対する価値観の多様化、教授方法における形式主義、放任主義、兵式主義、教師養成の立ち遅れ、物的条件の劣悪等に対応した体育改造論が、次等に成熟しつつあった。それは、明治後期の社会的教育学における活動主義体育論、ならびに新学校や師範附属校等の自由体育実践を基盤に成長し、かつ大隈内閣等を中心とする立憲的教育政策を客観的な条件とするものであった。そうした動向は、教育ジャーナリズムにも反映され、大正3年2月の『教育時論』は、社説に「虚偽の教育（形式教育の大害）」を掲げ、空洞化した教育の現実に批判を加えている。

「吾が国教育の弊習は、実に形式に拘泥するに在り、独り知能の教育に於いてのみならず、又実に道德の教育に於いて然り。如上の虚偽教育の如きは、即ち道德教育に於ける、形式の弊之をして然らしむるものといはざるべからず。人は元来完全のものにあざれば、聖人賢人と雖も、尚ほ過失

なきことを得ず、然るを況んや児童生徒に対して、僅かに一日の長者たるに過ぎざる教員をや。強ひて完全無缺を装ふ、これ既に虚偽なり。『至誠神を動かす』縦令へ缺点のあるも、至誠を以て児童生徒に臨まば、偽りて完全を装はんよりは、之を感化することの大なる、蓋し辨せずして明かならん。抑も缺点是、之を補ひて以て完うすることを得れども、一旦の虚偽は終生之を一拭すること能はず。(中略)然るに形式に走るの結果、仮人格を以て児童生徒に臨み、以て虚偽の模範を示し、滔々呑み率ひて虚偽に流るゝ教員少からず、これ現時の教育に於ける通弊にして、児童生徒を誤る所以といはざるべからず。吾等は小中学校の教員が、仮人格を以て児童生徒に臨むこと、俳優の観客に臨むの為に倣はず、自家の真人格を流露して、以て彼等の人格を陶冶するに努めんことを望む、然らずんば遂に虚偽虚飾虚栄の悪弊風を矯正して、真率なる国民を養成することを得ざらん。<sup>74)</sup>

また同年5月の社説「教育の主義(自律主義か他律主義か)」では、他律主義を全面的に否定はできないとしながらも、旧道徳を無条件に遵奉すべきではないとしている。

「今日に於ける教育学の新傾向には、色々あって、多少互に趣を異にして居るけれども、要するに他律主義を排して、自律主義を主張するものといふことに於いて、一致して居ると思ふ。自律主義の重んずべきことは、今更論ずるまでもない。若しこれがなかったならば、奴隷主義である、自由も品性も人格もあつたものではない。併し之を重んずるの餘り、他律主義を排拒するのは極端である。別言以て之を曰はゞ、教育は被教育者の個性を顧み、之に従つて教育を施さねばならぬものであるが、併し個性を重んずるの餘り、其の極端に走つて、被教育者を、其の個性の儘に教育すべしと云ふは、正道を失つた議論である。(中略)『何々すべし』又は『何々すべからず』といふ道徳律を提示して、児童に之を遵守せしむるは他律的である。五箇条の御誓文、帝国憲法、教育勅語を説き示して、児童生徒を教育するは他律的である。既成道徳律にも據らず、又御誓文憲法教育勅語にもよらず、日本人と生れたものを、日本人らしく成すことなき教育は、日本人なる教育者には、迎も出来得ることではない。即ち全然他律主義を排すといふことは、狭義の教育に於いても、広義の教育に於いても、企て望むべからざるところである。(中略)抑も既成道徳律なるものは、先人の久しき間経験した結果である。先人の経験は、後人の得がたき遺産である。全然之を捨て、新に自らの経験によって、或る道徳律を作り上ぐるといふことは、出来居ることでもなく、縦しや出来得るとしても非常な不経済である。道徳は時勢の進歩に伴つて進歩するものであるから、先人の経験に成れる道徳律を、一も二もなく株守すべきではない。之に吾人の経験を加味して、改良すべきは論を俟たないことと思ふ。<sup>75)</sup>

## ま と め

明治後期から大正前期における進取の気質と自治的、自律主義的な新道徳を具備し、世界に勇躍する立憲的国民の養成という国民教育論への転換を前に、確かに教授要目は、停滞と混迷の一途を辿る学校体育の刷新という課題を強く意識していた。しかし、それにもかかわらず、教授要目は、とかく形式、画一に墮しやすしい日本のスエーデン体操(＝要目体操)を主な内容としており、たとえ「児童本位の主義」(永井道明)という註釈がついたとしても、新たな国民教育の課題や自然主義的な遊戯や競技(スポーツ)を中心的な内容として構想する活動主義的体育論など、いわゆる多様化する体育科教育論に対応できない限界を内蔵していた。その点は、既に嘉納等の教授要目批判に読み取ることができ、それは、やがて永井と可児徳の論争へと展開していくことになるが、大正自由体育は、見方を変えれば、この教授要目批判を一つの挺子にし、歴史的、社会的要求に応えうるた

めに体育の全体構造を、いかに再編成していくかが中心的な課題となるのである。

## 補 註

- (1) 拙著『日本ファシズム下の体育思想』 不味堂出版 昭和61年 pp39～45
- (2) 『日本新教育百年史』 第1巻 玉川大学出版部 昭和45年 P139 傍点引用者
- (3) 当事者である上原陸相は、増師は対外膨張のため当然であると述べている。  
 「予が朝鮮二個師団増設案を西園寺首相に提出せしは去る九月なり、されば閣議に望み舌端火花を散らして、帝国国防の大計を辨難論駁する必要なし、抑旺盛なる我人口の膨張を自然の勢に放任せんか、年々五十餘萬人の国内に溢るゝ過剰の人口を、果して那邊に移植すべきか、吾輩は剩餘の人口を駆りて、朝鮮満州を立脚点とせる、東亜大陸の人口稀薄なる方面に向つて、極力移植の計を立つるを以て、適當なる我人口移植の政策と認む、此政策の貫徹と朝鮮増師案とは、最も密接の關係を有す、若し我國民が増師案を容れずんば、男子は悉く去勢術を施し、人口膨張の源を塞ぐべきのみ、支那の現在及び将来の運命に対する我帝国の大決心は如何。土耳其敗戦の原因は如何、之を想ひ彼を考へ来れば我陸軍の拡張は、必至必然の國家的緊切の問題と確信するなり。」（『増師と我人口』『教育時論』第995号 大正元年12月5日 P33）  
 なお、以下、引用文中の旧漢字の一部を新字体とした。
- (4) 『教育時論』 第996号 大正元年12月15日 P41
- (5) 同前誌 第997号 大正元年12月25日 pp23～24  
 なお、屋崎行雄は、財政上の観点から増師に次のように反対している。  
 「陸軍の増師計画に対する真意は、決して二個師団に止めて満足するものに非ず、陸軍当局の目標とする所は、差向き二十五師団となすにありと云へば、今日二個師団の経費を陸軍の整理より生み出すならば、敢て不可なしとして之を許すも、一兩年の後には必ず更に二個師団は蓋なり、続いて鍋を要求するは必然の順序の所、蓋は廉価なるべきも鍋は高価なり、故に蓋を買ふに当りては予め鍋の価格をも考へざるべからず。且所謂軍略上の必要なるものも、露国を相手取りて云々するとせば、若し今後露国が更に陸軍を大に拡張する場合は、日本も亦之に応じて師団を増設せざるべからざるべし、是れ到底我財政の許す所に非ざるなり。」  
 （『増師問題に就て』 同前誌 第955号 大正元年12月5日 P32）
- (6) その桂内閣も、教育刷新を政策課題に謳ったが、『教育時論』は、「桂現内閣は教育の刷新を以て其の一致調とすと。我等其の詳を與り聞かずといへども此くの如きは我が国内閣あって以来會有の事にして、教育が政治家の間に、漸く其の価値を認められんとするの曙光といふべし。然れ共今日は最早素人教育論の時機にあらず、若し軍人養成的方針を以て、立憲國民教育に望むが如きあらんか、恐らく部下の属僚をも服せしむること能はじ、況んや一般國民に於てをや。又若し桂内閣にして、獨立自由の大精神を基礎とすべき真立憲的精神を、次代國民の心理に養ふに意あらんか。我等不敬なりと雖も、其の事に賛同するを辞せず」（『桂内閣と教育』 同誌 第999号 大正2年1月15日 P45）と論評している。
- (7) 「谷本博士談」 同前誌 第988号 大正元年9月25日 P48
- (8) 『教育時論』は、こう伝えている。  
 「関西の天地に雷名を轟かしたる京都大学の谷本博士が、乃木大将論を大阪の新聞に掲げて、これを批難する文字ありしより、大に関西地方教育家を激昂せしめたる由は、屢々我等の伝聞する所なるが、過日東京朝日新聞の報ずる所に依れば、博士の出身地たる香川県教育会の評議員会は八十餘名の一致を以て右は『國民教育の精神を破壊するものにして本会の体面を汚辱するものと認む』とし、隨つて同博士除名の建議案成立するに至れりといふ。事實の真偽は我等の知らざる所なるも、若し果して然らば右教育会が、自己の非とする所を排する勇敢は多とすべし、然れ共彼の評論に対して、団体よりの除名決議、即ち其の社会に於ける死の宣告を與ふるは、餘りに激越に失したりしを思ふなり」と。（『谷本博士と地方教育家』 同誌 第994号 大正元年11月25日 P46）
- (9) 「法学博士浮田和民談」 同前誌 第988号 大正元年9月25日 P43
- (10) この点については拙稿「大正期における自由主義体育思想の研究（1）」（鳥取大学教育学部研究報告 第1巻第1号 昭和51年 P143）を参照されたい。



- (11) 「文相の教育所感」 『教育時論』 第1035号 大正3年1月15日 pp28~29
- (12) 『教育時論』は、文相が「中等教育今日の諸通弊を論し、師範学校の教育は形式的なり、中学校の教育は上級学校入学準備的なり、と叱責せられたりといふ。我等は此の叱責が実に両教育の最高缺点を指摘し得て、遺憾なきものなりと同するを辞せず」(「文相の教育訓示」 同誌 第1019号 大正2年8月5日 P45)と報じている。
- (13) 「大隈伯の演説」 同前誌 第831号 明治41年5月15日 P40  
大隈も、師範教育が形式化していると批判している。  
「我が国民の大先輩たる大隈伯は、嘗って今日の教育者の忠孝思想を罵って、忠孝の空念佛と云ひ、又嘗って今日の教育中最も形式的なるは、師範教育なる旨を語られたり。我等は不幸にして、大隈伯と奥田文相とが形式でふ言語を同義に使用し、以て、師範知育を非難せられたるや否や教らず然れ共今日の師範教育は、形式的の語を如何に使用する人よりも、これを以て形容せらるゝ資格充分なるものなり。」(「形式的と師範教育」 同前誌 第1019号 大正2年8月5日 P45)
- (14) 「教育上の三大要約」 同前誌 第999号 大正2年1月15日 pp4~5  
大隈は、立憲的教育と自由、独立自治の精神を養成すべきことをしばしば鼓吹している。  
「今日の教育者は果して、(中略)自由の精神を発現し、自己の権利を確保し、独立自治、以て立憲国民たるの本分を完うせんと努めつゝあるか、或は又其の精神は、既に劣敗と確定して歴史中に退化したる、彼の英雄崇拝主義に囚はれ一にも先輩二にも英雄と云ってこれに依頼し、彼等より順良者の賞詞を得るに満足して、以て偷安を事としては居らぬか。(中略)国憲国法の主義精神と、矛盾した精神の者がこれを説くならば、其の能事は徒らに口古の末に止まり、生徒の心中に形式の重積を増加するのみである。而して此くの如き形式的教育にして、若し今後も改善せられないならば、社会は其の弊に堪へないであらう。」(「時代精神と国民教育」 同前誌 第1037号 大正3年2月5日 pp4~5)  
「抑々今日の我が国は立憲帝国である。而して立憲国とは国民の自治を基礎として、百般の文物を形成するといふことを、根本義とする国の義である。然らば乃ち立憲国民たる者は、自由独立にして、自ら治むる者でなくてはならぬ。のみならず又帝国憲法上に於て明に国政上の負擔を別たれてをるのである。是を以て立憲国民たる者は、修身齊家治国平天下の任務を、充分に自覚せねばならぬのである。(中略)然るに今日は往々にして、自由独立の精神が無くして、以て自治の事に與らんとする者がある。自ら其の身を治むることが出来ずして、人に教へんとする者がある。道楽坊主にして衆生を濟度せんとする者がある。此くの如き者に依って自治の政を為し、自治の國民を養成せんとするは、固より到底不可能の事である。」  
(「全帝国の教育家に告ぐ」 同前誌 第1048号 大正3年5月25日 pp2~3)  
さらに、忠孝の道徳を批判し、次のように述べている。  
「新日本国民忠孝の意義の、舊日本のそれと大に異なるべき事は、誠に明瞭疑ふべからざる次第である。然るに我が国の教育家達の中には、斯くの如き明瞭較者なる事をも理解せず、漫りに舊来の陋習に囚はれ、専制压抑時代の國民が守るべかりし、形式的階級的の忠孝のみを主張し、此に依らずんば我が国体は、到底維持すべからずと誤解して居る者がある。苟も教育者たるものにして、国家経綸の大本の何者たるかを知らず徒らに私智私見に依って國民を教育し、滔々相率ゐて、国家経綸の大本と正反対なる方面に墮落せしめ、尚ほ以て怪まざるに至っては、実に不屈至極と許せざるを得ない。」(「教育の大本を明にすべし」 同前誌 第1070号 大正4年1月5日 P2)
- (15) 「文相講習会訓示」 同前誌 第1055号 大正3年8月5日 P3  
また一木は、大正3年5月20日の文部省所管に関する地方長官会議の午餐会で「風教刷新の急務」、「国運発展の源泉」、「各学校間の聯絡」、「中学教員の改善」、「女子の人格涵養」、「小学教育の監督」、「師範教育の改善」、「低度の実業教育」、「通俗教育の振興」、「節約利用の本旨」、「宗教家指導監督」、「軍隊教育と学校」について訓示しているが、「風教刷新の急務」のなかで「近時社会各般の情勢は益々風教刷新の急務を思はしむ、国家に対する責任を自覚し、公権を尊び公務を重んずるは、忠良なる立憲國民に缺くべからざる徳性に於て、近時往々見る所の弊風は、此徳性の缺乏に基くもの多きが如し、各位は教育上深く此に留意せられんことを望む」(「地方長官会議と文相訓示」 同前誌 第1049号 大正3年6月5日 P39)と述べている。
- (16) 「文相の教育講演」 同前誌 第1121号 大正5年6月5日 P14  
高田は、大正5年5月17日の地方長官会議でも「聖旨を奉体」、「時局と教育」、「立憲思想」、「教員待遇」、

「学校衛生」、「中等教育」、「通俗教育」、「実業教育」等にふれ、第一次世界大戦を契機に「各国民の実力と各国家の富強とを現実とに比較しつゝ」（「高田文相の訓示」 同前誌 第1120号 大正5年5月25日 P13）あり、従って「我国家富強の源泉たる国民実力の養成に関しては、一層の努力を期せざるべからず」（同前 P13）と述べている。

- (17) 「教育實際家に望む」 同前誌 第1120号 大正5年5月25日 P11  
 田所普通学務局長も、「現下の世界的大戦争に際しては、教育上機宜の處置を取るべき事種々あるべく、殊に学問の独立に伴ひ、人格の養成等、時勢の進運に伴ひ、変化す可きものなり。而して今回の欧州の戦乱は心界、及物界に一大變動を来し、従って我国の思想界にも少なからざる影響を及ぼす可ければ、此際我國民教育に対する、施設方法を決定す可きは最も至当なる事とする」（「戦時の國民教育」 同前誌 第1062号 大正3年10月15日 P37）と述べるとともに、「政治上に於ても、自由民主傾向と帝王專制主義の死活を決する時機」（同前 P37）に当り、國民教育の方針をいかに決定するかは、重大な意味をもつとしている。
- (18) 「大隈伯の演説」 前掲誌 P39
- (19) 「教育實際家に望む」 前掲誌 P11  
 『教育時論』は、文部省の改善策を「文部省は一般國民の体育状態不完全なるに鑑み、小学校令を改正し児童の体育に留意せしが、其結果今日に於ては身長に相当の發達を見たるも、其の他の点に於て退歩の傾きあり、分娩及哺乳量の減少等甚だ驚くべく、前途憂ふべきものあるを以て、之が善後策に関し一本文相も新しく研究中なるが、結局小学校体操科の課程につき、大改正を施すことになるべしと、文部当局者は語れり」（「小学校体育改善策」 同前誌 第1076号 大正4年3月5日 P40）と伝えているが、その具体化等については不詳である。
- (20) 「大隈伯の教育意見」 同前誌 第1051号 大正3年6月25日 P18
- (21) 同前 P18  
 さらに同年6月7日の全国教育者大会でも、「立憲國民の臣民たるに適切なる智徳の涵養に一層留意せんことを期す」（同前 P18）とともに、自治、自律的精神の養成が力説されている。
- (22) 「全国小学校教員會議」 同前誌 第1120号 大正5年5月25日 P7
- (23) 同前 P7
- (24) 同前 P7
- (25) 同前 P8
- (26) 同前 P8
- (27) 同前 P8
- (28) 同前 P8
- (29) 同前 P8
- (30) 同前 P8
- (31) 「信濃教育會研究題」 同前誌 第1077号 大正4年3月15日 P23
- (32) 上倉裕二編 『山形県教育史』 引文堂 昭和27年 P328
- (33) 同前 P393  
 その他の地方における動向については、拙稿「大正期における自由主義体育思想(1)」（前掲研究報告 P134）を参照されたい。
- (34) 「壮丁体重減退」 同誌 第1075号 大正4年2月25日 P39
- (35) 「体操改良案」 真行寺朗生 『近代日本体育史』 浅見文林堂 昭和3年 pp194~195所収
- (36) 「中学校の体操に就て」 『教育時論』 第876号 明治42年8月15日 P8
- (37) 同前 P8
- (38) 「此の缺陷を整理せよ」 真行寺朗生 前掲書 pp195~197所収
- (39) 同前 pp199~200
- (40) 同前 pp200~201
- (41) 同前 P201
- (42) 「附録 学校体操教授要目」 『教育時論』 第1001号 大正2年2月15日 P1
- (43) 「体操教員訓示」 同前誌 第1012号 大正2年5月25日 P28

- (44) 「国民的体質改善」 同前誌 第1129号 大正5年8月25日 P 36
- (45) 教育新思潮研究会発行 『学校体操教授要目の精神及其の実施上の注意』 同文館 大正7年 pp 1～2
- (46) 同 前 P 2
- (47) 同 前 P 16
- (48) 同 前 pp23～24
- (49) 同 前 P 21
- (50) 同 前 P 23
- (51) 同 前 pp21～22
- (52) 同 前 pp241～242
- (53) 「体操教程通牒」 『教育時論』 第1002号 大正2年2月15日 P 18
- (54) 教育新思潮研究会発行 前掲書 P 224
- (55) 同 前 P 224
- (56) 同 前 P 224
- (57) 教育学術研究会編 『最近思潮教育夏季講習会録』 同文館 大正6年 P 142
- (58) 同 前 P 143
- (59) 同 前 P 143
- (60) 同 書 大正 昭和前期編 昭和48年 P 118
- (61) 「体操講習所感」 『教育時論』 第1043号 大正3年4月5日 P 2
- (62) 同 前 P 3
- (63) 同 前 P 3
- (64) 同 前 pp 4～5
- (65) 「体操教範草案を読む」 同前誌 第1121号 大正5年6月5日 P 9
- (66) 同 前 P 10
- (67) 同 前 P 10
- (68) 「中等学校の体操科につきて」 同前誌 第988号 大正元年9月25日 P 9
- (69) 同 前 P 9
- (70) 同 前 P 9
- 「新愛知」新聞も、社説に「体操教師待遇論」を掲げ、次のように批判している。
- 「体操教師を冷遇する事今日の如くして、能く生徒の心身を訓練し、修身の教理を実行せしめんと欲するは、猶ほ木に依りて魚を求むるに同じ、学生の風紀廃頹し、不良行為の頻々として伝へられ、訓育の効果の揚らざる今日より甚だしきはなし。斯くの如くにして、果して子弟教養の責を全うするものと云ふを得べきか、訓育の成績良好ならざるは、其基因する所多ありと雖も、亦責を体操教師に帰すべきものある事は瞭として明かなり。否吾人は体操教師を責めんよりは、之を蔑視し、冷遇する学校其者の謬見を解かざるべからず。間に合はせの無能教師を以て甘心する校長、其人の不見識を嗤はずんばならず。」(『教育時論』 第1033号 大正2年12月25日 P 24所収)
- (71) 同 前 P 10
- (72) 「欧米巡視所感 我国普通教育の五大方針(下)」 同前誌 第1009号 大正2年4月25日 pp 6～7
- (73) 「欧米巡視所感 体育の方針」 同前誌 第1013号 大正2年6月5日 P 7
- (74) 古川豊美 「体育講話」 同前誌 第1049号 大正3年6月5日 P 31
- (75) 同 誌 第1039号 同月25日 pp 1～2
- (76) 同 誌 第1047号 同月15日 pp 1～2

